

荒政の地域史

——漢陽軍（一二一三〜四年）の事例——

斯波義信

一 はじめに

荒政つまり饑饉をめぐる国の社会施策は、一面で異常突発の事態であると同時に、一面では日常化しルーティン化した性質を備えるという複合した問題をはらんでいる。過去一八〇〇年に一八〇〇回余の大饑饉が記録されているといわれるように、そしてこれは当面の宋代でもほぼ該当するが、広大な面積の中国社会は慢性的に何らかの災害の襲来を予想せざるを得ない状況に置かれていた。恒常的な災害経験とそれへの関心は、早くから有効な対策に向けての整えられた社会制度を生み出し、時代の経過と共に洗練と改善を重ねてきているので、荒政の制度枠組は一見して様式化され因襲化されている印象を呈するのである。旧来の研究蓄積の乏しさの一因は、恐らくこうした制度枠組、ことに国レヴェルのそれ、の平板さが、対象の捕捉を散漫にしていることにかかわっているように思われる。

しかし、個々の事例を具体的に追ってゆくと、饑饉・内乱・疫病といった不事⁽¹⁾の災害が全国一円を蔽ったというケースは稀少であったという重要なしかも看過された事実⁽¹⁾に逢着するのである。端的にいえば、荒政は国の機能にかかわる一大側面である反面、実情の掌握とその解決は、社会の、ことに地域レベル社会の脈絡の中でこそ解釈されるべき性質を備えているといえるのである。さらに、人為災害と自然災害は、究竟、複合因として具体化する⁽²⁾。事件をめぐる時間、空間の状況、イニシアティブの所在とその内容といった基幹変数が、それぞれ然るべくスペシファイされ、組合されたところに問題の核心が浮び上ってくるはずである。本稿では荒政を地域史研究の一視角としてとり上げ、たまたま具体史料の残された漢陽軍の一三二一年の飢饉対策記録によって、事例的に考察を加えるものである。

二 地文・人文背景

漢陽といえば、湖北省のみならず、「湖広地域」、さらには「長江中流大地域」(湖北・湖南・江西)の心臓部をなす集合都市^{コージェション}——武漢三鎮の一角を占め、この集合都市の人口は一九世紀で百万前後⁽³⁾、一九五四年次で二四〇万におよんでいた。こうした中枢都市の生成、その近現代での繁栄を導き出した潜在因として、直接周辺の湖広平原、東方の贛水流域を含む浩大な後背地の資源、そして物流に統合を与える長江、漢水、湘江三水系組織による交通の輻輳、という地文上のすぐれた立地をあげることができる。ちなみに「長江中流大地域」のサイズは六二二、二二九平方キロ、うち湖北とその若干の周辺二六六、二六五平方キロ、湖南一九一、七三二、江西一六四、二三

一平方キロという傑出した規模であり、上記三江の交通サーブイス域は中国本土の四分の三を蔽っている。⁽⁴⁾しかし、武漢一帯は、長江舟運の上で、いわゆる平河と山河が交会する極要地点を扼していた。

しかし、武漢一帯がコアにふさわしい定住と都市化をとげ、後背地全域の社会経済を統合する機能を帯びはじめたのは、早くて十六世紀以後であり、「長江下流大地域」の状況に比べれば、数世紀のタイムラグがあった。谷口規矩雄氏が綿密に証明するように、⁽⁵⁾明中期に漢陽府城東南辺の長江岸が商船停泊地、市場地として発達し、旧来武昌の南市埠頭が独占していた商港機能を分かち合う間に、漢水の長江流入点のデルタ部で本流(襄河)が河道を南寄りに変え、この新襄河を挟んで漢陽府城の対岸に漢口鎮が出現し、時と共に主要な商港機能が同地に収斂されていったのである。要するにコアの究極の定着が生じたのは明末、清初以降の事態である。

さて、当面の宋代における武漢一帯の状況は、基本的には明清に接続する交通・流通事情の原形がほぼ出現している反面、宋代特有の政治・社会情勢の下で、地域発展史における「フロンティア開発期」に位置づけられて然るべき様相を帯びるといふ、二価性を認めることができる。ピエル・エチアヌ・ウィル氏が指摘しているが、湖北中南部を占める広大で低湿な凹地に対し、国と社会の本格的な水利土木改良が生じてきたのは、五代と南宋という共通した軍事緊張時代である。荊南政権の高保融、南宋の李師夔、吳玠、劉甲、孟珙らの手で、荊門、江陵、潜江の辺で江河・湖泊を東西に連ねる北騎防禦線を施設し、また漢水、長江に長堤を施して河道を固定しながら、民屯を導入する事業があい継いだ。⁽⁶⁾築堤は土着の豪族による堤防に沿う坑(圩田)の造成を誘い、洪水禍を招くという悪循環を伴ったものの、秋冬の早期と春夏の雨期に応じて懸絶する長江、漢水の水位変化に阻まれて

後進状態に停滞していた湖北凹地の農田水利事情は、防禦と植民を主眼とする国の介入に牽引されて、様相を一変し始めたのである。青山定雄氏による唐天宝（七四二）―宋元豊（一〇八〇）三百余年の人口推移の考察において、江陵六・三、鄂州・安州四・五、黃州四・六、郢・復州二・六倍と、局所的な人口増殖傾向を知りうるが、これは農業改良と相關するものと認めてよいであろう。

さて、五代の呉および南唐政権と、荊南政権とは、漢陽・鄂州（武昌）の西方で境を接していた。両都市が互市場、防禦前線として脚光を浴びていたであろうことは想像に難くない。九五八年、後周に大敗した南唐が江北を割讓した時、後周は鄂州の漢陽県を漢陽軍に昇格させ、これを承けた宋の下で九六四年、榷茶場が置かれた。南唐滅亡の翌々九七七年、宋は安州に属していた義川県を漢川県と改名し、漢陽軍に編入した。一〇七一年、恐らく募役法に伴う州県整理策との関連により、漢陽軍を漢陽県、漢川県を漢川鎮に降格して鄂州に帰属させるが、一〇八六年には旧態に復した。靖康の変につづく金軍の侵略に際して、金軍や反乱者と宋の軍閥の戦場と化した漢陽は、一時復州に属するが、平和の回復と共に、一一三五年、戸口減少による行政費負担の過重を理由に、再び漢陽軍を県に、漢川県を鎮に格下げして鄂州に帰した。しかし一一三七年、安撫使岳飛の申請で再度軍治に復した。南宋末まで漢陽・漢川二県を領する状況がつづいた。こうして長期に漢陽軍二県一軍治という特殊行政域に留った最大の理由は、黃榦が鎮江に対する瓜洲鎮の例で形容しているように、武昌軍節度・湖北安撫司駐在の鄂州に対する北からの軍事脅威の前線守備、迎撃、兵站補給において、漢陽が控扼の要所を抑えており、江北府州の民政指揮に隸するよりも、直接に鄂州安撫司に隸した方が、緊急事態に対処しやすいからであった。

とはいうものの、漢陽の軍事価値の高さという判断は、北敵に備える第二防衛線の重鎮に当る鄂州の安寧を目的として構想されたもので、前稿で述べたように、漢陽軍は「近裏」に算入される故に、不完全な土城以外に見るべき城塞施設をもたなかった。一二〇六年、越境した金軍が徳安府を囲み、復州を襲った危機に、漢陽の民の半ばは江南に逃奔し、対岸の武昌の民は漢陽の烽火を望んで安否を確かめたのである。漢川県では土民から義士軍を結集し、敢然金軍と血戦して固守に成功した。⁽¹⁰⁾ 同様の民兵による自主防衛の事例は、南宋期の淮・襄・荆・鄂の戦場でしばしば記録されるもので、公共治安のかんりの部分が土民、豪民のイニシアティブに依存していた状況をうかがうことができる。漢陽軍の堅固な城塞化計画(周七里半)は、黄榦が知軍着任とともに力説したもので、⁽¹¹⁾ 後述の災害のため、企画半ばで放棄された。黄榦のねらいは、平時は水災防止に、戦時は持久戦に資する和戦両用の都市づくりを意図していたのである。襄陽、郢、徳安、江陵、武昌、黄州、池州、蘄州、のちに安慶などの要害は、立派な城壁で武装している一方、襄陽、信陽、荊門、随、復州は無城であったのであるから、荊湖、淮南一帶の軍事、治安面から進められる都市化のプロセスは、まだ事業半ばの感であった。定住の本格化を牽引すべき公共治安の組織の整合状況からみても、「フロンティア開発期」という一般情勢は明白であった。

三 人口、資源、流通事情

人口の分布、密度は資源のその代理指数として用いることができる。前述のように、七四二年―一〇八〇年の三三八年間に、(漢陽を含む)鄂州の戸数は、一九、一九〇戸―一二五、二五七戸(六・五倍)、県の併省がある

ので安州の二二、二二一戸→六〇、七四四戸(二・七)倍を算入して平均をとると、四・四九倍に増えた。年率一・三三%であるから、この間の全土の戸数増加一・九倍、年率〇・五七%の中でも増加のいちじるしい部類に入るし、まして宋代一代の年平均人口成長率〇・二→〇・四%からみれば異例の傾向である。⁽¹²⁾しかし湖南北全体では、岳・潭・衡州合せての同期間の八・二倍、朗州の四・四倍、江陵の六・三倍、黄州の四・六倍、峡州の五・六倍など、若干のスポットに増加が集中していること、すなわち分布の不均等が認められ、湖南北の大ていの府州では二倍以下であった。戸口密度からいえば、漢陽を含めた鄂州の面積は一五、五九〇平方キロであるから四二→一〇八〇年の密度変化は一・二三戸/平方キロ→八・〇三戸/平方キロである。この数値は湖南北のコア域の同期の一・三〇→七・三三という平均値に合う反面、同辺域の平均値一・五七→三・七六と比べると、唐宋の間に、湖南北の辺域は自然増に若干植民をプラスする状況であったのに対し、コア域では拓殖、都市化に原因する人口流入が増殖に係しているらしい様相を見ることができると、それにしても、「長江下流大地域」の、同時期の密度変化が、コア域で六・六三→一四・八二、辺域で六・一六→一一・八七という、全体的増加の明白なトレンドを示す状況と対比すれば、⁽¹³⁾全国の中での後進性を知ることが容易である。

さて、鄂州との対比で漢陽軍の戸数を見ると、太平寰宇記では鄂州(二七)主戸一四、一一九、客戸一四、八一七、計二八、九三六戸、漢陽軍(三二)主戸二、四三九、客戸二、二八〇、計四、七一九戸で、一六%に相当する。元豊九域志(六)では、鄂州は主戸五三、一五〇、客戸七二、一〇七戸、計一二五、二五七戸、ただし漢陽を編入しているの比率は得られない。宋史地理志(八)での崇寧年間(一一〇二)の状況は、鄂州九六、七六九であり、漢陽は

記していない。一〇七一一八六間の漢陽の併省は戸口の停滞を示すようであり、戦火に見舞われた直後、一二三
五―三七年の併省は明らかに戸口減少、行政費負担力の後退の結果である。要するに北宋盛期での人口状況は、
鄂州全域で約五―六〇万人、漢陽は鄂州に比例する増加を想定しても八―九万人、恐らくそれ以下であつたらう。
ちなみに一〇七七年の商税額は、鄂州一四、四六二、一二二文、漢陽軍一一、一四七、五六九文であつた。

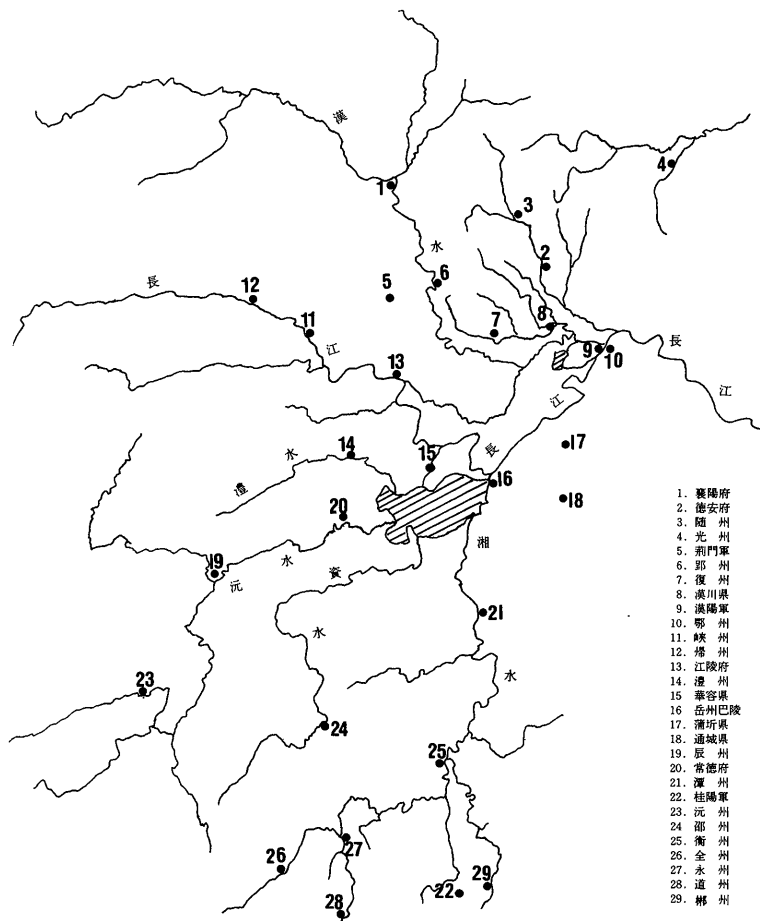
南宋での変化については、公式統計を欠く代りに、寧宗の嘉定五―七年⁽¹⁴⁾（一二二二―一二二四）漢陽知軍となつた黄
榦が、断片的ながら具体的な記録を残し、彼の『勉齋集』の各処に収められている。⁽¹⁵⁾これによると漢陽・漢川二
県の郷村人戸約二万戸（一〇万人）、負郭漢陽県城には、城内一千戸（五千人）、城外近郭二千戸（二万人）、船居四
百隻（千人余）、城の近郊に屯駐した廂軍禁軍は原額五百人未満であつたが、総領所と漕司に徴用されて半減し、
禁軍百五十人、廂軍八―九十人であつた。⁽¹⁷⁾漢陽には鉄銭を鑄造する原額十万貫の鑄銭監があり、三百人の鼓鑄卒
が常駐したほか、鑄造を請負う炉戸がいた。⁽¹⁸⁾また岳飛が南宋初に大軍を鄂州に屯したとき牧馬監が創置され、蜀
で購入した軍馬の襄・淮への転送に際し、漢陽で五日の休養をとらせ、さらに孳生監を附設して増殖も行つてい
た。両馬監はしかし廃れていたらしい。⁽¹⁹⁾城内千戸のうち、富民・市民は官僚とともに低湿の東隅・南隅よりも、
府治周辺、市西廂あたりに居住し、近郊の二千戸は城東北の漢口埠頭の人口を含めるほか、城西、西南の低地、
水軍寨の辺に居住し、城南から城北に季節移動をする貧民もいたようである。こうして、城内と近郊、船居を合
せて二―三万人、郷村の約十万人を合算して十二―三万人という規模である。もちろん流寓者は含まれない。
黄榦は、鄂州の戸口は漢陽の三十余倍とみている。この四百万人弱と見積られる鄂州の人口には、総領所、都

統司に属する大軍の軍兵、諸司官吏、船居、管下六県の戸口も含まれているであろう。⁽²⁰⁾ 一一七七年、この地を通過した范成大は、鄂州城外西辺、長江岸の鸚鵡洲埠頭に在る南市で、沿江數万家が沿堤に建ち、列肆櫛の如く、壮麗な酒樓が並び、川・広・荊・襄・淮・浙の商品が集り、大小の取引を問わず、一日のうちに集散が営まれ、畿外随一の都会であると記している。⁽²¹⁾ 一一七〇年に通過した陸游も、數里にわたる鄂州南市には四方の貿易商人、なかんずく蜀人が集り住み、郊外の殷盛は杭州、建康のそれを押し、城内のにぎわいも、繫岸する商船の數も、鎮江以西で比べるもののない大都会であると見ている。⁽²²⁾ こうして人口からみる限り、湖南北全域の開発の立ちおくれの中で、鄂州はかえつて異例ともいふべき商業的成長をとげ、すでに実質的な地域組織の中樞の位置を占めており、これに應じて漢陽軍にも相應の戸口増と沌口鎮、通濟鎮そして漢口などの町の誕生が生じていたこと、そしてこれはなかんずく、軍事と商業という機能の掌握にかかつていたことが知られるのである。⁽²³⁾

さて少くとも鄂州の大軍を中心に、この一帯に四百万人に近い人口が集るといふ早熟な都市化事情の下にあって、大人口の消費に対する補給機構は、必ずしも直接後背地の穀物生産の安定とは直結しておらず、むしろ鄂州に輻輳する交通・流通機能に補給の主力を依存していたところに、この期の特殊性が露呈していた。仮りに公用米の集散を民間の余剩穀物の流通状況を臆測する手がかりに用いうると考えて論を進めると、北宋一〇〇七年に東南發運司が所管の六百二十万石の北送米原額のうち、湖南北に期待した上供米の課額は、湖北三十五万石、湖南六十五万石、計百万石であり、この原額は南北宋を通じて変更がなかったものの、南宋では湖北十万、湖南五十五万、計六十五万石に実徴額を減じている。⁽²⁴⁾ 遠路の輸送経費を勘案して割出された右の百万ないし六十五万石の

公的な余剩米額の設定、その据置き、さらに減額は、湖南北の耕地の広大さを考えると、豊作状態では膨大な民間の市販流通米の可能性を該地域に許したことになる。建炎・紹興の初め、紹興末、開禧年間の用兵は、淮南、荆湖で広域にわたる農民の離散を招き、生産事情は不安定であったものの、鄂州に置かれた湖広総領所の歳用米は、乾道初で九十万石、淳祐、宝祐初、総所・制司合せて百四十万石に上った。南宋当初は江西の上供米から十万石を鄂州に、六万石を荆南(江陵)に引渡す定めであり、また紹興三十年には、上供で賄われる鄂州大軍の歳用米の四十五万石は永・全・郴・邵・道・衡・潭・鄂・鼎州から、荆南府大軍の同上の歳用米の九万六千石は徳安・荆南府・澧・純・復・潭州・荆門・漢陽軍から補給すべく定められていた。しかし南宋の中期・末期には、湖南北・江西の上供米原額の恒常の実徴は不可能となり、上記の百四十万石の歳用米は全額を和糶つまり民間米の買上げで賄うという商業依存に転じ、鄂州総領所が七十万石、江西と湖南の転運司が計七十万石を購入して充当していた。⁽²⁵⁾

蔡戡の定齋集卷三 乞免增糶二十万石椿管劄子に「其れ常德府・潭・衡・澧州の客旅、米斛を興販して鄂州糶場に前来して中糶するもの、在岸、常に万石有り」と記しているのは、これを裏書きしているし、宋会要稿 食貨四〇 市糶粮草 乾道九年閏正月七日条にも、湖広総領所の鄂州糶場で上市される米の価格・来源につき、淮南・復州産の中等秬米一石当二貫七百文省、鼎・澧州産の中等占米一石二貫六百文省、淮南産の中等占米一石二貫三百文省と記録しているのは、南米の来源が湖南北・淮南産米に係り、かつ卸売機構で銘柄・品種に応じて細かく撰別されていた事情を伝えている。王炎も、雙溪文集卷一六 又画一劄子において「湘・湖では鄂渚のみが



1. 襄陽府
2. 德安府
3. 隨州
4. 光州
5. 荊門軍州
6. 鄖州
7. 復州
8. 漢川縣
9. 漢陽軍
10. 峽州
11. 峽州
12. 塔州
13. 江陵府
14. 澧州
15. 華容縣
16. 岳州巴陵
17. 潭州
18. 通城縣
19. 辰州
20. 常德府
21. 潭州
22. 桂陽軍
23. 沅州
24. 邵州
25. 衡州
26. 全州
27. 永州
28. 永道
29. 郴州

最大の要地であり、南方からは潭・衡・永・邵州の客商、西方からは鼎・澧・江陵・安・復・襄陽の客商が、数路にまたがって、すべて鄂州に輻湊してくる」と述べると共に、卷一一 上章岳州書で「長江を（江西より）溯江してくる米船はまず鄂州に集り、上流より下江してくる米船はまず岳州の華容・巴陵県を経由し、この間、岳州臨湘県の買う米は鄂州通城県の歩担米のみである。……湖南から湖北の鼎・澧州にかけて、凶作でもなければ米船の興販に來るもの雲の如く、増水期には華容を必ず經由し、減水期には巴陵を必ず經由する」と記している。さらに李曾伯は、長江ルートで四川産米の一部が湖南北に流通していたことも指摘している。さきに、明清時代に武漢を中心に集散する物資の流通状況の原形が、南宋時代にすでに出現していたとのべたが、それは右の証言を総合して判断したものである。

その反面、にわか成長した流通事情は、すでに産地の生産水準をこえる過剰な発達を示しつつあった。葉適（一一五〇～一二三三）は、江西、湖南の米船の集荷機能を觀察して、「二十年来、該地方では小規模の凶作においても自己保全力がない。米産を主産業としながら、中農すら備蓄を欠いている。その理由を見るに、江・湖は水運で緻密に結ばれ、一たび港を出た米船は万里も意のままに活動する。農民の種粃・消費米以外はすべて貿易に供され、大船・小船、大米商・小米商という資本の統属を通じて米の集荷がなされるのが常俗であり、小凶作にも備蓄を欠く不安定性は、まさに当然の結果である」とのべている。樓鑰（一一三七～一二二三）も当時の復州につき、「該地は襄・沔に隣し、置廢常なく、低湿で排水が悪く、三〇四年ごとに豊年をうるにすぎない。富商は年初に塩・茶をもたらし、農民に掛け売りし、秋季に米を徴して集荷し、大船に積んで去る」と記している。要す

るに四通八達した水運事情に乗じて産米を集荷する米商の活動は、多分に略奪的であり、自給を上廻る余剰米は大部分流通に投ぜられて、災害備蓄の柔軟性を失わせる程度にまで達していたのである。

さて黄轅らの証言によつて漢陽・漢川両県の資源分布と需給状況を見ると、一面における絶対的な非自給、低生産性を知るとともに、流通機構に頼るかぎり最低生活水準は維持できるといふ特異な明・暗両局が混在する事情をつかむことができる。おおむね平坦な管内の土地の低地部の大半は湖池と荻林が点綴し、⁽²⁶⁾范成大や陸游も長江岸沿いに拡がる湖池・荻林の多さ、これにまつわる治安の悪さを目撃している。大半の民の生業は、春夏は農業に、秋冬は漁業に重点をおき、後者の数量が比較的⁽²⁷⁾多い。湖池は後世までこの方面の景観の特色をなしていたが、宋代の漢陽はじめ湖北の漁池は、四種の経営方式で営まれていた。⁽²⁸⁾すなわち、すでに民の祖業つまり私的所⁽²⁸⁾有権を設立し自営するもの、官有の湖泊地を永年請佃して経営するもの、富民が物権としての採魚権を占有して「湖主」となり自営するもの、この物権を一定年限第三者に賃貸契約して与え、賃借者が湖主となるもの、である。毎年、冬間の採魚期になると、荊・襄・淮西・江東・湖南から、魚網を船に積んだ他郷の漁民が魚池を訪れ、「湖主」と契約を結んで漁獲の利を均分する慣例である。各湖主の収益は数百貫から数千貫に上るが、こゝして資産階層に属する湖主は湖傍在郷の地主ではなく、恐らく在城地主か他郷の資産家である。こゝした不在性のためか、湖池に輻湊しそして無頼の徒を混える外来漁民は往々にして均分契約を無視して漁利を得ようとする。湖傍には「地客」数十百人を抱える土着の豪民がいて、或いは外来漁民と結託し、或いは徒党に分裂しつつ、漁利に均霑していた。

湖池・荻林という部分利用の空白地に富む理由は、堅固な防水・排水設備が未発達のため、圩田による陸地化が遅れていたという一般事情に加えて、この地域特有の早・雨期間に生ずる絶大な水位差に制約されて、天然の遊水池や排水域を多く残さざるを得ないという自然の宿命に対応していたためであろう。湖池の漁業や荻林の燃料採取自体は、相対的な低生産性を示すものの、収益率、土地利用効果は必ずしも低く評価できない。

漢陽軍の主要資源は、水田・陸種地である。黄榦は三〜五月まで食糧不足に対処できれば、五〜六月にかけて漢陽軍城内外では早禾米、四〜五月にかけて農村部では大小二麦が入手できるとして、冬・春の救済を力説するが、仮りに移入を度外視すると、右は該地の主穀の分布状況の概略を示している。万曆漢陽府志卷五 土産が挙げる主穀品種は、洗粳早、拖犁回、一坵水、七十早、江西早、待時早、麻占児、白芒児、王瓜早、秋風早、青占火、早糯、晚糯、鬚糯、鬚晚、小麦、大麦、甜蕎麦、苦蕎麦である。黄榦の救済策の下で、漢陽県で一萬五千石の米を劬分により買上げ、漢川県は独自に一萬石の米を管下で買上げたのであるから、そしてまた二麦は一樣に四・五月に収穫される如く記しているから、水利の良い地方では早稻と二麦の二毛作、陸種地では蕎麦・粟と二麦の輪作が常態であったとみられる。ただし、漢陽軍の水田には、外地の大家、富室が不在地主として所有し、幹人に経営させる「客庄」が混在しており、⁽³¹⁾産米は土着の消費のみを充てたのではない。そして、これと並んで、湖傍に居を占め、時に自殺を犯してまで抵抗を試みる地客・佃戸、奴僕をきびしく統制しながら租課を徴し、⁽³²⁾時に前述の如く数十百人の輩下の地客を率いて湖池の漁利を外來漁民や仲間同志で争うというアウト・ローと目される豪民もいたことも忘れてはならない。

黄榦は嘉定六年の早害対策において、管下二県の秋苗額を二千石という概数で捉え、宋代の通念であり実情でもあった十分の一税率をこれに乗じて、年収の主穀総量を二万石と計算した。⁽³³⁾ 災害緊急時に知軍ですら秋苗の概数のみ掌握していたことは、両税の実施がすでに名目化していたこと、土地利用関係も財産制の事情も複雑化して、実徴能力が不定と化していたことを暗示している。それにしても、両浙随一の貧困州と称される山間の嚴州五県の秋苗二二、八五八石と⁽³⁴⁾比べても、漢陽一軍二県二、〇〇〇石の額は、相対的な低生産・低収量が常態と判定されていた証左である。しかもこの二千石は、全額、鄂州への転送を義務づけられていた。⁽³⁵⁾ 漢陽軍の全人口を仮りに十二万人と見積り、一人一日の消費米量を最低の一升と見積っても、年間の消費は四六二、〇〇〇石となる。多めに二升をとり、種粃、備蓄、商販を考えれば八六四、〇〇〇石は必要である。恒常的な消費補給の絶対不足は明白である。黄榦は、豊年でさえ生ずる漢陽軍の不足食糧は、北隣の德安府（安州）、復州産の米・麦・豆の購入に大きく頼っていると言及しているが、⁽³⁶⁾ 移入米・穀は主として城内外の人口の補給に費されたであろう。しかしこの補給源も実情は不安定であり、前述の如く、三、四年に一度、豊作が望まれる有様であった。中・小規模の早害が襲うと、安・復・光という漢水流域の米産地の饑民が、数千人も大挙して漢陽軍下の湖地・荻林の空白地に入り込み、小屋を設営し、九月、十月から春初にかけて魚蝦、貝類、藤根を採取して生命を繋ぎ、三、四月の農事の回復とともに故郷に帰るといふ短期移住をくり返していた。⁽³⁷⁾ 災害が悪化すれば、軍城壁の外周に集り、土着の貧困流寓者に合流して乞食の状態になった。前述の湖傍の地客とは、恐らくこうした短期かつ定期的移民の一部が定着化したものに相違ない。米産地自体が短期移住者を発生せしめているということは、産地穀物

の移出が、地元の消費需要の一部を素通りして商販ルートに流れ出ていることを示している。

このようにして、明・暗同居する生存状況の中にありながら、漢陽軍十二、三万人の人口が存在できた窮極の理由は、一に交通・流通上の好立地の占拠にかかっていた。たとえば、湖北方面から漢江經由で漢陽に至る民船は、郭師口関で商税の歴（証書）を発給され、軍城に至って納税し、穀物の上市はその中間にあった漢口埠頭で行われたらしい。嘉定六年の旱害のさ中でも、黄州の客船が糯米を運び来り、漢陽軍酒務と鄂州の総領所・転運司の酒務が、購入の先後を争って紛争を起した事件がある。また同年、黄榦は漢陽において三万余石の商米を購入して救済に備えた。⁽³⁹⁾ こうして、一面で絶対的な自給不能状況に止りながら、こと流通に関しては鄂州に先んじて商販米を買い付けうる地の利の優越が、然るべき政治的イニシアティブと資金上の裏付けで支えられれば、極度の窮迫を回避することを可能にしていた。

四 一一二一—一三〇四年の旱害と対策

宋史卷六一—七の五行志の記録を中心に用いて、南宋一代の公記録に残る規模の災害の分布を、十年周期の時間単位と各路域ごとの空間単位の尺度で頻度表示したものが次の表である。南宋初期・末期ともデータに乏しいのは、情報収集が散漫であったという政治理由によると思われる。これによって幾つかの傾向を知ることができ。第一に、水旱害、饑饉とも、時・空間にわたって頻発している。第二に、しかし全域を万遍なく蔽う規模の災害、饑饉は稀である。第三に、どの災害も発生地域に若干の偏りがある。広南が少数であるのは人口過疎、政

治關心の薄さ、情報不足のためであろうが、水旱害が浙東・江東に多いのは、地文条件、定住分布状況に共通点をもつためであろう。第四に水害は一一五七〜九六の間に比較的多く、旱害は一一六七〜一二一六の間に比較的多く、発生周期の若干のずれが示されている。恐らく不安定な気候変動に加えて、農田の水利開発による陸地化の進展が影響しているように思われる。第五に、当面の湖北の災害発生度は、全土で比べれば中程度以下である。水・旱害の頻度はほぼ同数であるが、湖南に比べれば頻度は高い。

漢陽軍、鄂州、安・復州を直接襲った災害としては、一一五七年の鄂州・漢陽の大水、一一六三年の鄂州の大旱、一一六五年の安州の大旱、一一六七年の湖南北の蝗害、一一七四年の安州の大饑饉、一一七六年の安・復州の大旱、一一八一・二年の安・復、鄂、漢陽の旱害、一一八四年の鄂州の水災、一一八八年の鄂州・漢陽・安・復の水災、一一九二年の復州の水害、一二〇七年の鄂州・漢陽の水害、一二〇九年の湖北の旱害、一二一二年の鄂州の大旱、一二一三年の安州・漢陽の大旱、一二二三年の鄂州の水災、⁴⁰⁾が主たるものである。

嘉定六年(一二二三年)、二月頃から雨が降らず、漢陽軍では五・六月頃から歴然たる旱害状態に入り、結局、同年で年間の降雨日は十数日であったという。知軍の黄榦はその前年一二二二年に着任したようである。

彼の閲歴をみるに、黄榦(一一五三〜一二二二)、字は直卿、号は勉齋、いふまでもなく朱熹高弟中の筆頭である。世々福建福州城(閩県)東門外に居し、父は黄瑀、監察御史に栄進した人である。黄榦は青年時代は朱子に師事して学問に専念し、朱子は彼を信任して後継者と目し、娘を娶らせて女婿とした。四十四歳頃、朱子の薦と父の蔭で入仕し、台州酒務、嘉興府石門酒庫をへて湖北制置使呉玠の幕下に仕え、ついで江西臨川県令・知新淦県に任

表(1) 南宋の大旱害頻度分布

	1127 ~36	1137 ~46	1147 ~56	1157 ~66	1167 ~76	1177 ~86	1187 ~96	1197 ~06	1207 ~16	1217 ~26	1227 ~36	1237 ~46	1247 ~56	1257 ~66	1267 ~76	1277 ~
浙西	2		3	3	2	4	4	5	2	1						
浙東	1		2	4	5	4	2	2	1							
(兩浙)										1		1				
淮西					1	1	1		1						1	
淮東		1			1	2	3	1	1							
(兩淮)					1	3			1							
京西		1		1	2	3	1	1								
京東	1			3	4	3	2	2	2			2				
江西				3	4	3	2	2	1	1						
(江南)						2									1	
湖北					3	3		2	2	1		1				
湖南	2				3	4		3								
四川	2			1	4	4	3	3	1							
広東							1									
広西							1									
(兩広)										1			1			
福建				1	2		1		1			1	1			
陝西		1													1	
(大旱)	2			1	1	2	1	2	1	1		1	1			

表(2) 南東の大水書頻度分布

	1127 ~36	1137 ~46	1147 ~56	1157 ~66	1167 ~76	1177 ~86	1187 ~96	1197 ~06	1207 ~16	1217 ~26	1227 ~36	1237 ~46	1247 ~56	1257 ~66	1267 ~77	1277 ~
浙 西				5	3	1	4									
浙 東	1	1	1	6	6	7	6	5	4	4	1	2	4	1	2	
(両 浙)									1	1			1			
淮 西				1	1		1			1	1				1	
淮 東				2		1	1	1								
(兩 淮)				2			1		1	1						
京 西						1	1	1			1					
江 東	2		1	2	5	4	6	1	2	2		1	2			
江 西				1	4	2	3	1		1						
(江 南)								1	1	1			1			
湖 北				1	1	1	3	1	1	1	1	1	1			
湖 南							3									
四 川	1		1	2	1	1	4		1	2				1		
広 東											1					
広 西						1										
福 建	1		1	1	1	4	4	2	1	2			3			
(東 南)																
(大 水)	1													1		

表(3) 南宋の凶年饑饉頻度分布

	1127 ~36	1137 ~46	1147 ~56	1157 ~66	1167 ~76	1177 ~86	1187 ~96	1197 ~06	1207 ~16	1217 ~26	1227 ~36	1237 ~46	1247 ~56	1257 ~66	1267 ~76	1277 ~
浙西				4	1	1	3	3	1	1	1					
浙東	3	2	3	4	6	2	3	4	4	3		1				
(両浙)	2					1	1		1	2						
淮西						1	3			1						1
淮東					2	2	2	1		1						
(両淮)	1	1	1	1	2	1	1	1	3	2	•					
京西	1	1		1	1	1		2	1						1	
京東		1		2	6	3	1	2	2	2						
江西	2	1			4	1		1		1						
(江南)	1		1			1			1						1	
湖北					1	3		1	1	1						
湖南	3				2	1		2	1	1						
四川	2		1		4	4	5	4	1	2						
広東						1										
広西		1			1	2										
(両広)																
福建	2					2				2						

じ、兩県の荒政で治績を挙げた。やがて通判安豊軍のとき、治獄で名を知られ、まもなく知漢陽軍に抜擢された。三年の任期満了のころ、病を得て武夷沖祐観の祠祿を許されて故郷に寄居し、のち知安慶府となり築城、治民の功を残し、晩年は昇進の招きを断つて学究の道を選んだ。⁽⁴¹⁾朱子の学風を承けて地域の民政・荒政の実践には見識と具体施策の成案があり、敢然と上司に直言する積極性を備えていたし、荊湖の幕府の体験を生かして防衛問題にも深い造詣をもっていた。一二二二年に生涯で始めて、しかも四年の銓考期間をへて知郡の職を得たとき、⁽⁴²⁾彼は平素の信念と力量を発揮する好機の到来と自覚して任地に赴いたようである。

着任当初の事業は、前任者以来懸案であった漢陽軍城の築城の実現であり、総領所、制置使、転運使を説得して周七里半にわたる堅固な小城を築き、防備と水害防止に向けての長期対策の端緒をつくろうとした。彼の朝廷への申請はしかし容易に採択されず、枢密使の書翰で漢陽の如き近裏州郡での大土木工事の興起を困難とする判断が示され、⁽⁴³⁾総領所から僅か十萬貫の磚石、竹木材購入費が融通されるという冷淡な反応に焦燥するうちに、翌一二二三年の二月に始まる早災が訪れた。幸いに二三月の間、漢陽方面の米価はまだ騰貴を始めておらず（一石二千文〜一七〇〇文）、⁽⁴⁵⁾購米して非常に備える絶好の時であった。当時、通常の守令の採る救済のための購米は、地元富農の余剰を採買する「勸糶」と、米商を誘致して採買する「通商」の二方策を主としていたらしいが、⁽⁴⁶⁾その難点は米価を抑制すれば地主・米舗は売り惜しみ、放任すれば高価の米を売り出し、一方で非農業的営利である「伎芸」、「芸業」は景気の緊縮で市場が悪化し、結局、民の購入が望めないことであった。黄籛はむしろ「広儲蓄」つまり備蓄力を高めて景気の急変を制圧することに、対策の根本を置いていた。

時に黄榦は管内の資源産出状況、人口の職業・資産・自給能力別構成、権限内の財政余剰・備蓄量を敏速に分析し、(一)「通商」による商米の採買、(二)「勸糶」による余剰米の採買、(三)この両項に加うる備蓄米の加算、よって救済に充当できる穀物の総量を考え、その放出対象を官兵のほかは自給限界を割る貧戸に限定し、(四)非自給かつ有銭者には市価の半額に値引きした官米の売出し「賑糶」を、(五)独身・疾病・障害者らには無償の官米放出「賑濟」を、(六)極貧者と他郷出身流寓饑民には「乞丐米」を、(七)他郷出身流寓者のうち帰郷希望者には旅費「裹費」を給付するという緻密な案を立てていった。その概要を示せば、

○資源

管内産穀量は二万石、全額を郷下の二万戸の食用に充てても年間各人二斗⁽⁴⁷⁾、饑歳に官府が命ずる米船の出港禁止を思えば、不足は絶対的。あまたの漁池は早害で涸れ、漁利収入ゼロ。水陸田の収穫も(二二三年秋に)蝗虫、黒虫に襲われて全滅⁽⁴⁸⁾。他の「芸業」収益も激減⁽⁴⁹⁾。

○人口構成と救済需要

城内千戸(五千人)、城近郊(漢口を含む)二千戸(二万人)、計三千戸(二万五千人)、うち一千戸は自給可能、二千戸は貧乏糶食の人。一日一人一升の米を消費し、一戸五人として毎日百石をこの二千戸に賑糶する必要がある⁽⁵⁰⁾。月当り三千石。

官兵廂禁軍二四〇名、鼓鑄卒三〇〇名。官兵の糧食毎月計六百石前後。年七〜八千石⁽⁵¹⁾。

郷下二県人戸約二万戸(一〇万人)、甲戸は自給可能、勸糶にも応ずる余粟有り、主に有産の税戸、乙戸は自給

可能なるも勸糶不能、主に營運(商業)の収益で生活、以上は官米給付不要、丙戸は自給不能、市価の半額で出糶を要す、丁戸は鰥寡殘疾、自給不能、日に一戸一升の賑濟を要す、五五〇戸⁽⁵²⁾(二五〇〇人位か)。

城外の乞丐人、數不詳、安・復・光・黃の流寓饑民、常災に約千人、時に二千七百余人。乞丐・外州饑民には常平米で対応する⁵³。なお船居四百隻(二千人)に対して黃榦は措置を示していない。

こうした計算と並行して、米価の急騰を予測した黃榦は、早速五月までに漢陽軍の蓄積財源と総領所より借りた湖北会子で、到来する米船から官兵の請領する穀物分として一万石、實際は六千石を買い、漢川県の王知軍もこれに応じて一万石を買った⁽⁵⁴⁾。当時の米価は一升十七〜八文であった。六月には米船・米舗が米価を釣上げ、四十文に達した⁽⁵⁵⁾が、黃榦は公使庫・軍資庫の費用を節約蓄積した「出剩」の在庫鉄錢十萬貫弱(湖北会子に換算して六萬貫)を使って、何とか二萬五千石を米船から買っている⁽⁵⁶⁾。出産地は長江上流であり、漢口の採買つまり漢江上流米は僅かであった。この迅速かつ大量の購米が鄂州に誤報されて、漢陽一帯の府州には米船の出境禁止令が出され、「通商」による救済法は急に困難となり、米価は同年秋には一石八貫以上と、五〜六倍の騰貴を示した⁽⁵⁸⁾。六月以降、早害は数千里に拡がり漢陽が最も甚しく、饑民は嗷嗷とし、妻子を売る者、流離する者、餓死者も生じかねない状況となった⁽⁵⁹⁾。

しかし黃榦の「勸糶」、「賑濟」を組合せた対策は、着実に実施されて効果を挙げたらしい⁽⁶⁰⁾。彼が直接に指揮したのは漢陽県のみであるが、管下の全二十村(郷)に計六名の属官を割当て、西倪・鳳棲二村は陳知県に、長樂・北豊楽・鋸壠三村は司理に、漢陽・玉山・西張・平麦山四村は司法に、沌口・山陽二村は沌口鎮の李監鎮に、南

豊樂・沙港上・沙港下三村は通済鎮の李監鎮に、崇仁・陳符・山口上・山口下・梅城・相陰六村は県尉に、救済業務の監督を分担させ、各村の保正・副を指揮させた。さらに全二十村を隅官法に従い、五村単位の四「隅」に編成し直し、各隅に見任官、又は寄居官を配した。またこれに合せて、各村を保伍法の要領で再編し、村毎に一「郷官」を立て総括業務を命じ、毎村を百戸単位の「都」の數區に分けて各一都正を置き、「都」は二十五戸単位の「大甲」、五戸単位の「小甲」と、近隣人為集団に細分し、大甲首、小甲首をそれぞれの代表に任じた。郷官と都正はともに税戸有物力者に限定する。各村は地形道路略図をつくらせ、自給の有無のランク規準によって全戸を甲・乙・丙・丁戸に分類集計し、姓名・職業の一覽表を用意させるほか、図中の路傍に甲は黄、乙は紅、丙は黒、丁は白圈を用いて該当人戸数を注記させた。

実行計画は、甲戸には「勸糶」を求め、乙戸は放任、丙戸は上記勸糶米や椿積米を歴を給して「賑糶」、丁戸は歴を給して「賑濟」するものである。甲戸よりの採米は、郷里例に準じて官錢を支払い、穀物をその家あるいは都正の家に預けて移動を禁じ、本村人の丙戸に買わせ、過不足分は村界をこえて官の手で融通する。丙戸への「賑糶」は、毎戸十日毎に二斗、月六斗の率で市価の半額で売出し、枴目・品種を監督する。やもめ、疾病者ら丁戸へは「常平米」を都正の家に発給し、毎戸に十日に一斗、月三斗の率で「賑濟」する。

黄榦にとって幸いなことに、前々任者の孫(承議郎)知軍、前任者の王(朝奉郎)知軍、ともに任期内(短期らしい)に各一萬石を採買し、孫は城下の小抵倉、王は広備倉にこれを蔵し、黄榦も「出剩」の会計残高を用いて八千石を備蓄し、計二萬八千石の「椿積米」を準備していた。⁽⁶⁾ 甲戸勸糶米による収米は結局計一萬五千石に上った。

つまり孫知軍の一万石、王知軍の一万石、黄榦の才覚で客船から早初に採買した二万五千石（上記八千石はこの中に入る）、甲戸勸糶米一万五千石、漢川県の客船よりの採買一万石、総計七万石が大旱の最中に榦の権限内の融通可能な穀物であり、さらに「常平米」の項目で、常例として「乞丐米」などに流用できる四、七五八石五三八九一の米があり、大旱後期には、総領所の幹旋で江陵府に赴いて採買を許された賑糶米五千石、賑濟米二千石のうち、高価の故に両項各一千石、計二千石のみを買付けた額が手許にあった。⁽⁶⁴⁾

在城と近郊の市民救済の賑糶は、右の二万五千石の米船より買った市販の新米を給していたらしい。⁽⁶⁵⁾一方、郷下の賑糶では、甲戸勸糶米一万五千石のほか孫知軍の椿積一万石が早禾のためか、三年の蓄積で腐りかけていたので、官米賑糶の規定に従い、一石当り八貫の市価の半額四貫から、さらに三・五貫に値引いて、他米に先んじて売出した。⁽⁶⁶⁾これらの措置が本格的に働き始めたのは一二三年の九月よりの丁戸への常平米の賑濟、十月よりの丙戸への賑糶（勸糶米と椿積米）、同じく十月よりの極食民への乞丐米（常平米）支給、外州饑民の流寓者への十一月よりの常平米支給と旅費の支給（翌正月より）によってである。⁽⁶⁷⁾黄榦は控え目に救荒の効力で「流離」者を出さず民情が安定していったと告げているが、⁽⁶⁸⁾事実には相違ない。加えて翌二二四年春には早害も終りに近づいていた。同年正月見在で、黄榦手中の七万石のうち、四万八千石を賑糶して、二万二千石が残り、うち孫知軍の椿積米のうち四千石と、王知軍の同上全額一万石は残り、常平米四、七五八石も、乞丐米一四六石、丁戸賑濟米一、一五七石、外州饑民米一、〇一五石計二、三一八石を放出して、なお二、四四〇石を残していた。⁽⁶⁹⁾ ついでながら、城内外への毎月の賑糶米は一、四〇〇石であるが、⁽⁷⁰⁾一戸当り月六斗とすれば、二、三三三戸、約十万人とな

り、当該貧困戸を二千戸、ないし全三千戸中の三分の二とする黄榦の計算に合致する。

五 おわりに

以上に考察した救荒の事例は、たしかに特殊であるものの、数量記録の比較的豊富かつ正確さによって、状況の断面をかなり深く、在るがままに示しているといえそうである。飢饉は時空スケールの中で限定的に発生しているから、いつ、どこで、いかにして起ったかという状況の具体相を知悉しないで、いきなり国と社会の関与を考えることはできない。人文・生態状況、人口圧の程度についての情報はきわめて重要ないみをもっており、極端にいえばこうしたデータが入手できれば、およその結末も想像できる。しかし災害の因果関係の中で、人災と自然災害は結局は区別不可能であると指摘されるように、財産制、収益分布、土地保有、交通組織、近・中・遠距離流通組織、産業・職業の分化、中央・地方の官僚制の組織と制度枠組、国ないし社会のイニシアティブの在り方、などの広汎多岐な変数の相関が、特定災害事件に独自の相貌を与えており、資料が豊かであれば、災害史は時にこうした相関の個別具体相を知る重要な手がかりを提供するのである。

漢陽の災害は朱子の具体施策モデルとその思想を体し、実践力をも備えた黄榦の手腕によってはじめて克服できた側面を多く示している。最初に江東路では京畿に近いためか、朝廷↓監司レヴェルでの対策が迅速適切であったが、⁽⁷¹⁾湖南北、江西界の中樞を占める鄂州での高官の意志統一は容易に進まず、一介の知軍黄榦の奮起が一軍の命脈を救ったともいえるのである。しかし孫・王・黄三知軍が残した椿積米の存在、常平米の厳格な管理、湖

北会子・鉄銭の信用機能の維持、官吏に誘導された管下甲戸の余米放出、早初漢陽での商米三万石の常価による採買、などを見ると、国も社会も南宋中期には、短期ながらも頻発した災害危機に相応の機能を果していたと考えてよいであろう。もとより、この種の観察は、さらに適切な事例を集め、比較考量を通じて導き出されねばならない。さらにこの考察で、南宋の両税制度、鄉村組織法、人民の収益・職業分布、人口分布、都市化程度、官穀への早米の利用、湖主・地客の関り、客庄の存在、短期移住者の存在など、筆者の予想をこえた新鮮な幾つかの事実がつかめた。これらの説明も今後の課題である。

註

- (1) G.W. Skinner(ed.) *The City in Late Imperial China* (1977, Stanford), p. 219.
- (2) Pierre Etienne Will, *Bureaucratie et famine en Chine au 18^e siècle*, (Paris, Mouton, 1980). R. Bin Wong & Peter C. Perdue, "Famine's Foes in Ch'ing China", *HJAS* vol. 43, No.1, 1983.
- (3) W. Rowe, *Hankow, Commerce and Society in a Chinese City, 1796-1889*, (1984, Stanford), pp. 38-43.
- (4) R.F. Dernberger & R.M. Hartwell, *The Coterminal Characteristics of Political Units and*
- Economic Regions in China*, (1983, Center for Chinese Studies, Univ. of Michigan).
- (5) 谷口規矩雄「漢口鎮の成立」(『布田潮瀆編』唐宋時代の行政・経済地図の作製—研究成果報告書—) 一九八二(一)一—八頁。
- (6) Pierre-Etienne Will, "Un cycle hydraulique en Chine: la province du Hubei du XVII^e au XIX^e siècles", *Bulletin de l'Ecole Française d'Extreme Orient*, 68(1980), p. 269, 270. 資料は乾隆江陵県志卷三「光緒江陵県志卷五〇」宋史四一二等。
- (7) 青山定雄「隋唐宋三代に於ける戸数の地域的考察」

- (1) 歴史学研究六一五、一九三六。
- (8) 宋会要輯稿 方域六 州県陞降廢置 三六・三七 漢陽県。
- (9) 黄榦 勉齋集卷三八 漢陽申朝省築城事。
- (10) 同上。
- (11) 斯波「宋代の都市城郭」(『中嶋敏先生古稀記念論集 卷下』一九八一、汲古書院) 三二〇―三三頁。
- (12) J. Durand, "The Population Statistics of China, A. D. 2-1953", *Population Studies*, vol. 13, part 3, 1960, p. 249. R. Hartwell, "Demographic, Political and Social Transformation of China, 750-1550", *HJAS*, Vol. 42, No. 2, 1982, p. 369.
- (13) R. Hartwell, *ibid.* p. 384.
- (14) 黄榦の生卒年は一一五二―一二二一と一般にされているが、早害の一二二三年と当時の年令六十三歳とからみて、生年は一一五三年となるはずである。
- (15) 例えば勉齋集卷三〇 申京湖制置司弁漢陽軍糶米事。
- (16) 同上卷三〇 申軫運司乞候歲豐別議築城事。
- (17) 同上卷二四 漢陽軍奏便民五事 三修軍政に、兵の質が悪く、独身者が多いと記す。
- (18) 同上卷二八 與漕使趙監丞冶錢監利害。
- (19) 同上卷二四 漢陽軍奏便民五事 五復馬監。
- (20) 同上卷三〇 申京湖制置司弁漢陽軍糶米事。
- (21) 范成大 吳船録(下卷) 淳熙四年八月辛巳。
- (22) 陸游 八蜀記(四卷) 乾道六年八月二十三日、二十八日。
- (23) 漢口について勉齋集卷三〇 申京湖制置司弁漢陽軍糶米事など、沌口鎮、通濟鎮について同書卷三一 漢陽軍管下賑荒条件。
- (24) 斯波「宋代市糶制度の沿革」(『青山博士古稀記念宋代史論叢』一九七四、省心書房) 一四一・二頁。
- (25) 斯波、同上、一四〇、一四六頁。
- (26) 勉齋集卷三四 放免漁人釣魚利錢榜文。
- (27) 同上卷三〇 申師漕西司為早荒乞別相度築城事。
- (28) 同上卷二八 與漕司論放魚利事。
- (29) 同上卷三一 申省樁米八千碩、申省賑糶日月及米価。
- (30) 同上 申省賑糶日月及米価。
- (31) 同上卷三〇 申軫運司乞止約客庄搬載租課米事。
- (32) 同上卷三四 禁約頑民誣賴榜文。
- (33) 同上卷三〇 申軫運司乞止約客庄搬載租課米事。王炎の雙溪集卷十一上林鄂州書にも、鄂州の苗米税率は毎

畝一斗、良田は畝収穀三石、下田畝収穀二石、つまり概に換算して良田収穀毎畝一石五斗、下田一石と記している。

- (34) 淳熙嚴州凶經卷一 秋苗。
- (35) 勉齋集卷二四 漢陽条奏便民五事 二広儲蓄。
- (36) 同上卷三〇 申軫運司乞止約客庄搬載租課米事。
- (37) 同上卷三一 申省豁常平米。
- (38) 同上卷三〇 申軫運司為客船匿稅及米価不同事。
- (39) 同上卷三〇 申京湖制置司弁漢陽軍糶米事。 卷三 一 申省樁米八千碩。
- (40) 宋史 五行志及び民国十年湖北通志卷七五災異。
- (41) 宋史卷四三〇列伝。
- (42) 勉齋集卷二八 與京湖制使請興築漢陽城壁。
- (43) 同上卷三〇 申総領所為己乞祠祿申審築城事。
- (44) 同上卷二八 復湖北軫運使請興築漢陽城壁。 卷三 〇 漢陽申朝省為旱荒乞更詳審築城事。
- (45) 同上卷三〇 申制置司為賑米価太髙事。
- (46) 同上卷二四 漢陽運奏便民五事 二広儲蓄。
- (47) 同上卷三〇 申軫運司乞止約客庄搬載租課米事。
- (48) 同上卷三〇 申朝省罷築城事。
- (49) 同上卷三〇 申制置司為賑米価太髙事。

- (50) 同上卷三〇 申京湖制置司弁漢陽軍糶米事。
- (51) 同上卷三〇 申朝省罷築城事、申京湖制置司弁漢陽軍糶米事。
- (52) 同上卷三一 漢陽軍管下賑荒条件、申省豁常平米。
- (53) 同前。
- (54) 同上卷三〇 申省樁米八千碩。
- (55) 同上卷三〇 申制置司為賑米価太髙事。
- (56) 同上卷三〇 申京湖制置司弁漢陽軍糶米事。
- (57) 同前。
- (58) 同上卷三〇 申軫運司乞候歲豐別議築城事。 申制置司為賑米価太髙事。
- (59) 同上卷二八 申制置司乞援鄂州給米。
- (60) 同上卷三一 漢陽軍管下賑荒条件、申省豁常平米。
- (61) 同上卷三一 申省糶樁積米。 申省樁米八千碩。
- (62) 同上卷三一 申省賑糶日月及米価。
- (63) 同上卷三一 申省豁常平米。
- (64) 同上卷三〇 申制置司為賑米価太髙事。
- (65) 同上卷三〇 申京湖制置司弁漢陽軍糶米事。
- (66) 同上卷三〇 申制置司為賑米価太髙事。
- (67) 同上卷三一 漢陽軍管下賑荒条件。 又賑濟条目、申省豁常平米。

- (68) 同上卷三一 申省豁常平米。
- (69) 同上卷三一 申省賑糶日月及米価。申省豁常平米。
- (70) 同上卷三一 申省賑糶日月及米価。
- (71) 同上卷二八 申制置司乞援鄂州給米。